省令

○国土交通省令第七十号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）を実施するため、建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年八月十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令の一部を改正する省令

建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令（平成二十年国土交通省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第五十六条の表中「中央区京橋二丁目十四番一号」を「千代田区紀尾井町三番六号」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規則

○会計検査院規則第七号

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年八月十八日

会計検査院長職務代行

検査官　柳　麻理

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和二十二年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第五局経済産業検査第二課の事務分掌事項欄中「原子力損害賠償・廃炉等支援機構」を「原子力損害賠償・廃炉等支援機構」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

○金融庁告示第四十四号

ユーラーヘルメス・ドイチュラント・アクティエンゲゼルシャフトが保険契約の全部に係る保険契約の移転をしたことに伴い、保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十三条第一項の規定により、同社の同法第百八十五条第一項の免許がその効力を失ったので、同法第二百七十四条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年八月十八日

金融庁長官　細溝　清史

○金融庁告示第四十五号

トランスアトランティック・リインシュアランス・カンパニーより保険業法（平成七年法律第百五号）第二百九条の規定による届出（同法第百八十七条第一項第二号に掲げる日本における代表者の氏名及び住所の変更）があったので、同法第百八十九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年八月十八日

金融庁長官　細溝　清史

日本における代表者の氏名及び住所　中島　正隆

東京都小金井市中町二丁目十八番二十一―一〇六号

○外務省告示第二百七十八号

平成二十五年十一月十五日にウランバートルで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がモンゴル国政府との間に行われた。

この交換公文は、平成二十六年七月三十一日に効力を生じた。

平成二十六年八月十八日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、モンゴル国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とモンゴル国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　四十二億百万円（四、二〇一、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、ウランバートル第四火力発電所効率化計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、モンゴル国政府に供与されることになる。

2(1)　借款は、モンゴル国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。

(b)　利子率は、年〇・三パーセントとする。ただし、(b)にかかわらず、借款の一部が計画のコンサルタントに対して行う支払のために使用される場合には、当該部分に係る利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後九年とする。

(d)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(2)　(1)(d)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3(1)　借款は、モンゴルの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払で、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　モンゴル国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

5　モンゴル国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してモンゴル国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためモンゴル国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　モンゴル国政府は、次のものを免除する。

(a)　ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してモンゴル国において課される全ての財政課徴金及び租税

(b)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に関してモンゴル国において課される全ての財政課徴金及び租税

(c)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してモンゴル国において課される全ての関税及び関連の財政課徴金

(d)　計画の実施に従事する日本国民である被用者について、計画の実施のための供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してモンゴル国において課される全ての財政課徴金及び租税

8　モンゴル国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正にかつ専ら計画のために使用されることを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びモンゴル国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

9　モンゴル国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をモンゴル国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了した旨のモンゴル国政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。